

NPO 法人 くじら雲

10周年記念イベント

しょうがいを持たれた方の地域生活の自立に向けて

～成年後見制度を知ろう～

平成20年5月18日(日)

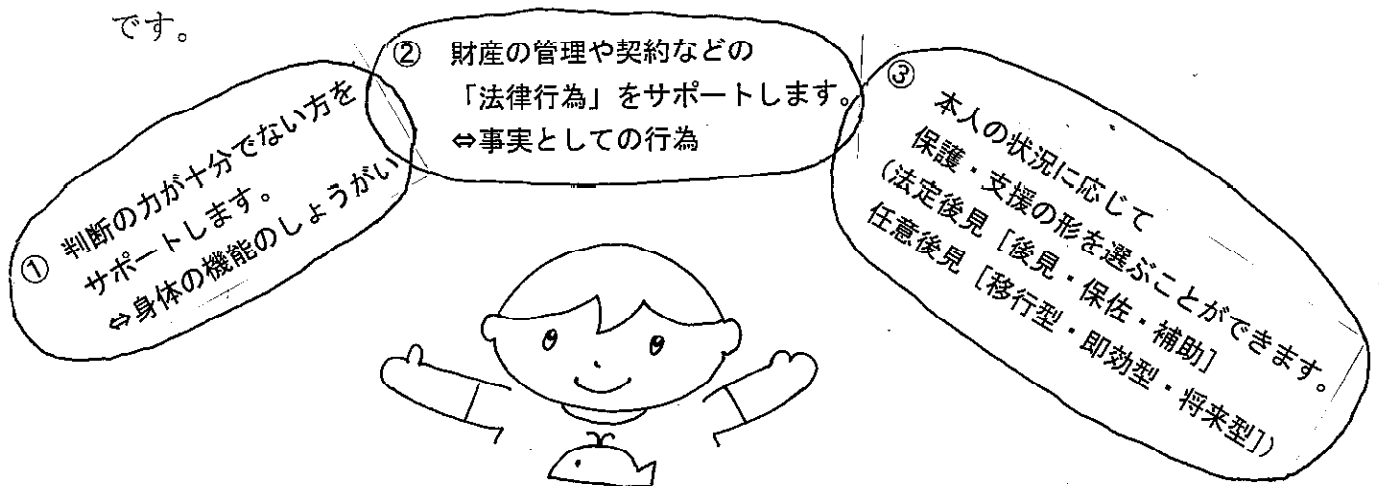
国立市福祉会館4階ホール

西東京共同法律事務所 弁護士 片岡智子

1 成年後見制度って、どんなもの？

認知症，知的しょうがい，精神しょうがいなどの理由で判断する力が十分でない方々は，自分の家や預貯金などの財産を管理したり，身のまわりの世話のため介護などのサービスや施設へ入る契約を結んだり，遺産分割の話し合いをしたりする必要があるあっても，これらのことをすべて自分一人だけの判断で行うのが大変な場合があります。また，判断の力が十分でないために，自分に不利益な契約を結んでしまう不安もあります。

そこで，このような判断の力が十分でない方々の生活や生きる権利を守るため，本人の状況に応じた形で保護・支援するのが「成年後見制度」です。



～ 本人の意思・自己決定権の尊重・自己能力の活用・ノーマライゼーション、
(しょうがいのある人も家庭や地域でふつうの生活をする事ができるような社会を作ろう)の理念に基づき制度が作られています。～

＜成年後見制度は，旧制度（禁治産・準禁治産制度）を大幅に改正して
平成12年4月1日から新しくはじまりました。＞

- ・ 法定の禁治産・準禁治産制度のみ⇒補助類型・任意後見制度を創設しました。
- ・ 多くの資格制限⇒資格制限を減少しました。
- ・ 戸籍に記載⇒プライバシーを保護するため新たに登記制度に変更しました。
- ・ 申立人が親族などに限定⇒身よりのない人のために市町村長も申立が可能となりました。
- ・ 必ず配偶者が援助者⇒家庭裁判所が適任者を選ぶことになりました。
- ・ 援助者は個人・1人のみ⇒法人や複数人の選任も可能となりました。
- ・ 財産管理が中心⇒身上配慮や本人の意思をより重視しました。
- ・ 監督制度が不十分⇒監督制度をより充実しました。
- ・ 時間費用の負担が大⇒鑑定費用や手続期間の負担を軽減しました。

2 成年後見制度には、どのようなものがあるの？

成年後見制度には、大きく分けると

「Ⅰ 法定後見制度」 「Ⅱ 任意後見制度」の2つがあります。

どちらも判断能力が不十分な方を保護・支援するための制度です。

「Ⅰ 法定後見制度」とは・・・

現に本人の判断の力が十分でない場合に、その判断能力がどのくらいかなど本人の事情に応じて、家庭裁判所に援助者の選任を申立て、**家庭裁判所で選ばれた援助者**が本人の利益を考えながら、**法律で定められた権限**にしたがって、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりして、本人を保護・支援する制度です。

「Ⅱ 任意後見制度」とは・・・

まず判断能力が確かなうちに、将来本人の判断の力が十分でなくなった場合にそなえて、**あらかじめ本人が援助者を選び、どのような援助を希望するのかを決めて**（自分の生活や財産の管理に関する支援内容について代理権を与える）、公証人の作成する公正証書で契約を結んでおきます（任意後見契約）。そして、本人の判断能力が十分でなくなった後に、家庭裁判所に援助者の監督人の選任を申立て、家庭裁判所で選ばれた監督者の監督のもと、**本人が選んだ援助者が契約で決めた権限**にしたがって、本人を代理して契約などの法律行為をして、本人を保護・支援する制度です。

法定後見		任意後見
・ 民法	⇔	・ 任意後見契約に関する法律
・ 現に意思能力がなくても可能	⇔	・ 現に意思能力があることが必要
・ 家庭裁判所が援助者を選任	⇔	・ 本人が自ら援助者を選任
・ 援助者の選任を申立	⇔	・ 契約の後、監督者の選任を申立
・ 法律で定められた職務・権限	⇔	・ 契約で定められた代理権

* 任意後見が原則として優先します。

例外的に「本人の利益のために特に必要があると認めるとき」

（任意後見契約の代理権が狭すぎる、不適任など）は法定後見が優先します。

3 「1 法定後見制度」には、どんな種類があるの？

法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて、

ア 後見 イ 保佐 ウ 補助

の3つの種類に分かれています。

- | | |
|------|--|
| ア 後見 | = 「本人に判断の力がない状態が通常の場合」
→ 成年後見人によるサポート |
| イ 保佐 | = 「本人に判断の力はあるが特に不十分な場合」
→ 保佐人によるサポート |
| ウ 補助 | = 「本人に判断の力はあるが不十分な場合」
→ 補助人によるサポート |

日常の買い物も
ひとりでは
難しいな



後 見

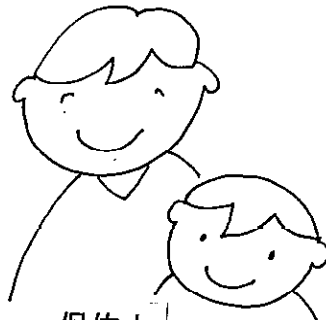


成年後見人

日常の買い物は
ひとりで
できるけど
お金の貸し借り
などには
つねにサポートが
いるな



保 佐



保佐人

日常の買い物は
もちろん
お金の貸し借りも
できるけど
ひとりだけで
やるのは不安だな



補 助



補助人

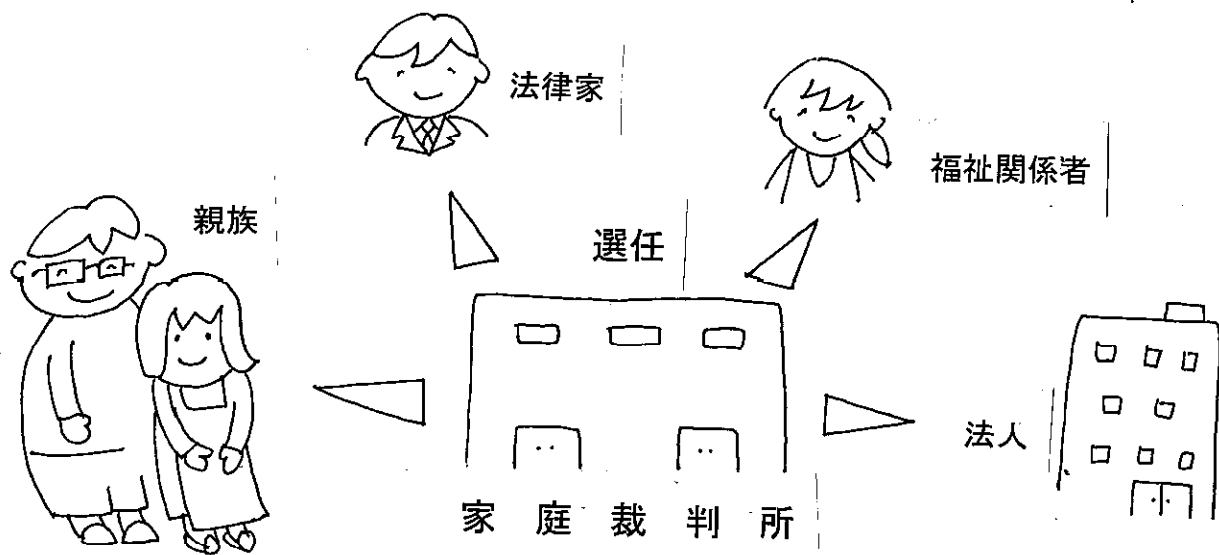
4 成年後見人・保佐人・補助人には、 どのような人が選ばれるの？

成年後見人・保佐人・補助人をだれにするかは、
本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、
家庭裁判所が選任することになります。

本人の**親族**以外にも、**第三者**(法律・福祉の専門家など)、**法人**(福祉
関係の公益法人など)が選ばれる場合があります。

また、複数の援助者を選ぶこともできます。

- ・援助者となるのに特別な資格はいりませんが、
援助者としてふさわしくないと判断される欠格事由
(未成年者・解任経験・破産手続中・訴訟で対立・行方不明など)があります。
- ・複数の援助者を選ぶこともできます。
- ・法人(成年後見センター・社会福祉協議会・福祉公団など)を
援助者として選ぶこともできます。



家庭裁判所が

「本人の心身の状態・生活・財産の状況

・援助者の職業・経歴・利害関係・本人の意見・その他一切の事情」
を考慮して援助者を選任します。

* 申立人が援助者として適当と考える人を推薦することは可能です。

(その人の承諾を得て候補者として申立書に記載します。)

ただし、裁判所の判断を拘束するものではありません。

5 成年後見人・保佐人・補助人は、どんな仕事をするの？

成年後見人・保佐人・補助人は、①本人の財産の管理、②療養や看護に関する事務としての身上の監護を行います。

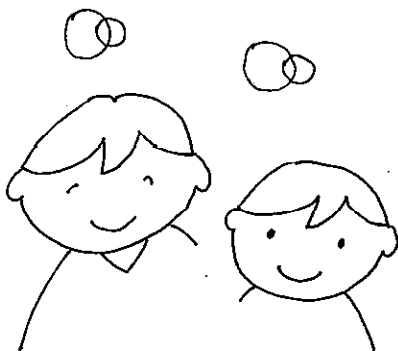
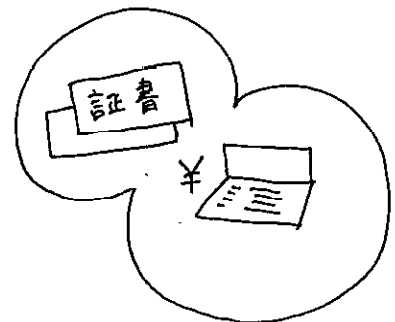
本人の意思を尊重し、その生活・医療・福祉など本人の身のまわりの事柄にも配慮しながら本人を保護・支援します。

ただし、その職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、実際の介護などは一般に成年後見人等の職務には含まれません。

～ 成年後見人・保佐人・補助人の具体的な仕事の内容は・・・ ～

○財産の管理

- ・ 預貯金の管理
- ・ 収入と支出の管理
- ・ 証券などの管理
- ・ 確定申告など税務の処理
などなど・・・



○身上監護

- ・ 医療に関する契約
- ・ 介護に関する契約
- ・ 住まいに関する契約
- ・ 施設に関する契約
- ・ 教育リハビリ等に関する契約
- ・ 精神しょうがいの治療を受けさせる義務
- ・ 見守り活動（定期的な面談など）
などなど・・・

ただし、法律行為のための事前調査や契約後の監視などの事実行為が
実際上は職務となることがあります。

本人を「保護」する立場にあることから、
援助者には、本人の財産を管理するものとしての十分な注意と、
本人の意思の尊重、その心身の状態および生活の状況への配慮が求められます。

6 成年後見人・保佐人・補助人には、どんな権限があるの？

ア 「成年後見人」は・・・

契約など財産に関するすべての法律行為について本人を代理して行ったり、本人または成年後見人が、本人がした不利益な法律行為を取り消すことができます。ただし、自己決定権の尊重の観点から、日常生活に関する行為については、取消の対象になりません。

イ 「保佐人」は・・・

本人がお金を借りたり、保証人となったり、不動産を売買するなど法律で定められた重要な法律行為について、本人に同意を与えることができ、保佐人の同意を得ないでした本人の行為は、本人又は保佐人が取り消すことができます。ただし、日常生活に関する行為については、保佐人の同意は必要なく、取消の対象にもなりません。

また、家庭裁判所の審判によって、保佐人の同意の範囲を広げたり、審判で定められた特定の法律行為について保佐人が本人を代理して行うこともできます。

ウ 「補助人」は・・・

家庭裁判所の審判によって、審判で定められた特定の重要な法律行為について本人に同意を与えたり、審判で定められた特定の法律行為について補助人が本人を代理して行うこともできます。補助人の同意を得ないでした本人の行為は、本人又は補助人が取り消すことができます。ただし、日常生活に関する行為については、補助人の同意は必要なく、取消の対象にもなりません。

7 成年後見人はどのような監督を受けるの？

成年後見人・保佐人・補助人は、家庭裁判所からその事務について報告や財産の目録の提出を求められたり、本人の財産状況の調査を受けるほか、介護についての契約内容の変更などの必要な処分を命じられたりするなど、**家庭裁判所の監督**を受けることになります。

また、成年後見人・保佐人・補助人の事務をしっかりと監督させるために、家庭裁判所によって、**後見監督人・保佐監督人・補助監督人が選任**されることもあります。

さらに、成年後見人・保佐人・補助人に任務に適しない事由があるときは、**家庭裁判所は成年後見人等を解任**することができます。

こうした監督を通じて、後見等の事務が適正に行われることが守られています。

①「成年後見等監督人」は後見人等が適正に職務を行うように監督します。

- ・ 財産調査・財産目録作成への立会
- ・ 後見事務報告
- ・ 財産目録提出
- ・ 後見事務・財産状況調査
- ・ 必要な処分命令の請求
- ・ 重要な行為についての同意
- ・ 解任請求・後任選任請求
- ・ 利益相反行為の代理



②援助者の権限の制限として・・・

- ・ 本人の居住用の家や土地の処分には、裁判所の許可が必要です。
- ・ 本人と成年後見人等との利益がぶつかる行為については、監督人や特別に選任された臨時の代理人が行います。
- ・ 報酬の付与については家庭裁判所が審判で決定します。

③成年後見等の終了理由は・・・

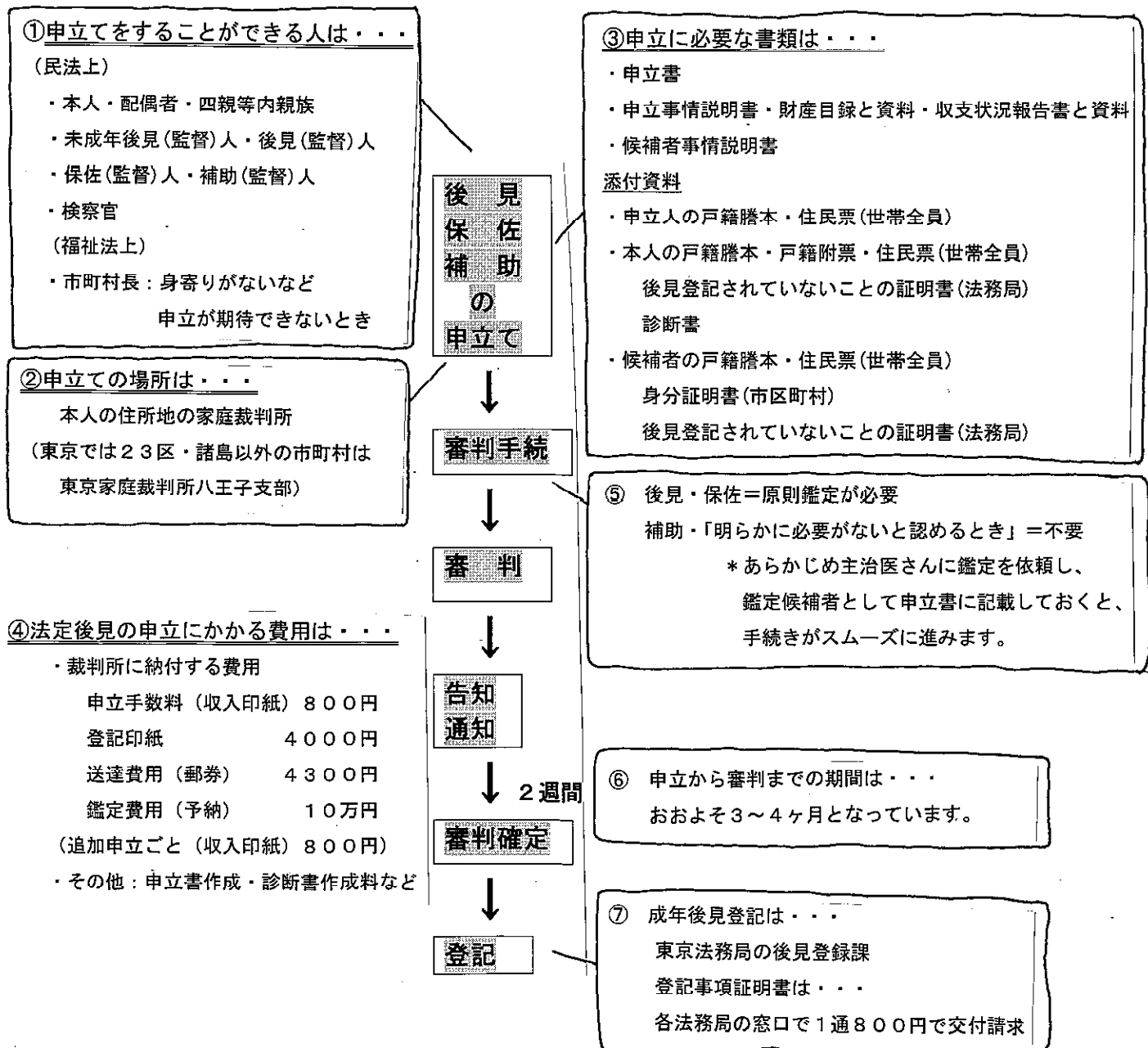
- ・ 本人の死亡・開始審判の取消
- ・ 援助者の死亡・援助者選任審判の取消
- ・ 辞任・解任・資格喪失

8 法定成年後見の手続は、どのようにするの？

まず、本人や親族などの申立権者が、本人の住所地の家庭裁判所に後見開始の審判^①申立てを行い、家庭裁判所での^②審判手続（本人調査、親族への意向照会、鑑定、審理など）をへて、^③法定後見開始の審判と^④援助者選任の審判が告知・通知されます。

その審判が確定した後、家庭裁判所から法務局に^⑤登記が行われ、成年後見人などの情報がコンピューターシステムによって成年後見等ファイルに記録されます。

成年後見等ファイルに記録された登記事項については、本人や成年後見人など一定の者に限り登記事項証明書の交付を請求することができます。



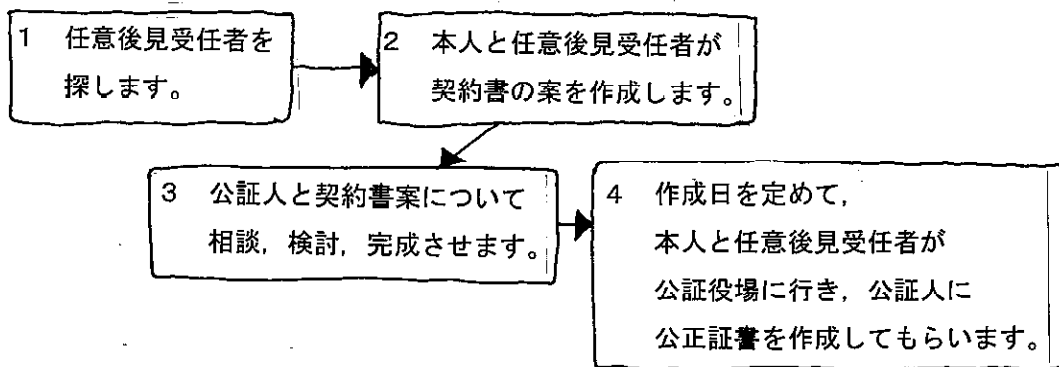
9 任意後見契約を結ぶには、どうしたらいいの？

まず、**本人**と任意後見人になる予定の人(**任意後見受任者**)が、「本人の判断の力が不十分になったときに本人の生活や財産の管理に関する事務の全部または一部の代理権を任意後見人に与える内容」の**任意後見契約を結びます**。この契約の時には、本人に意思能力があり、契約内容を理解できることが必要です。

任意後見契約は、**公証人の作成する公正証書**により締結しなければなりません。公証人が関わることによって、適法で有効な契約が締結されるようにするためです。

任意後見契約の公正証書が作成されると、公証人を通じて法務局に**任意後見契約の登記**がなされます。

～任意後見契約締結の具体的な流れは・・・～

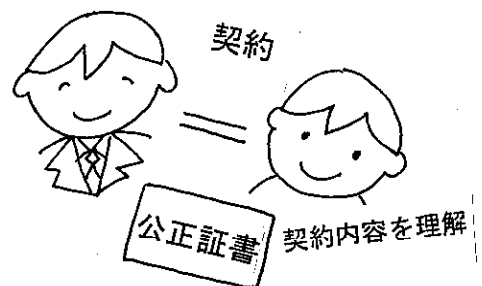


* 公証役場にでかけて行くことが難しい場合は、

本人の自宅や施設などにおいて公正証書の出張作成をお願いすることもできます。

① 任意後見契約締結にかかる費用は・・・

- ・ 公正証書作成手数料 1万1000円～2万2000円
 - * 出張作成：1日2万円（4時間以内1万円）と交通費
- ・ 登記手数料 1400円
- ・ 通信費 560円～580円
- ・ 登記印紙 4000円
- ・ 正本・謄本の作成手数料 1枚250円



② 任意後見契約の内容を直したり変更するには・・・

改めて公正証書を作成して登記する必要があります。

③ 任意後見契約をやめたり受任者を別の person にするには・・・

・ 契約効力発生前

公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約をいつでも解除することができます。

・ 契約効力発生後

「正当な事由」に基づく裁判所の許可が必要です。

10 任意後見契約は、いつ効力が発生するの？

任意後見契約の登記完了後、本人の判断の力が十分でなくなった時に、本人や任意後見受任者などが、本人の同意のもと家庭裁判所に対して任意後見監督人の選任を申立て、家庭裁判所によって監督人が選任されることによって、はじめて任意後見契約の効力が発生することになります。

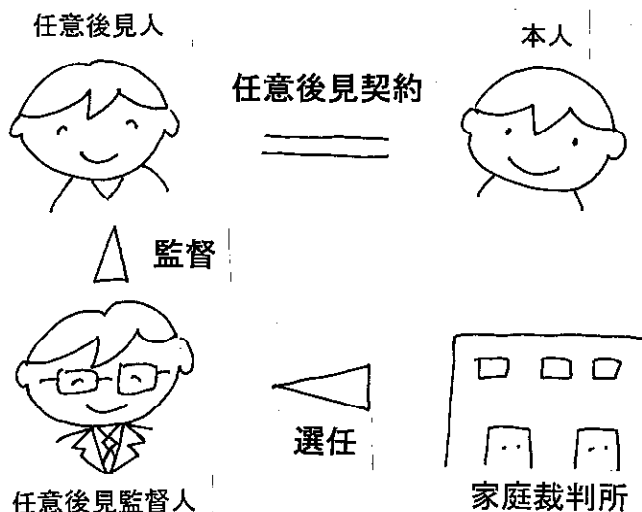
(ただし、法定後見が本人の利益のため特に必要であるときや任意後見人に不適任な事由がある場合などは、家庭裁判所による監督人選任はなされず、任意後見契約の効力も発生しません。)

任意後見監督人が選任されると、家庭裁判所を通じて法務局に任意後見監督人の選任の登記がなされます。

任意後見人は、本人の意思を尊重しその心身の状態および生活の状況に配慮しながら、本人が必要とする任意後見契約で定められた事務を行います。その事務は、家庭裁判所で選任された任意後見監督人の監督のもとに行われます。

- ① 本人の判断の力が十分でなくなった時とは・・・
補助開始に相当する程度の判断能力を意味します。
- ② 申立てをすることができる人は・・・
本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者
- ③ 本人意思の尊重の観点から、申立には原則本人の同意を必要とします。
- ④ 申立ての場所は・・・本人の住所地の家庭裁判所
- ⑤ 申立には申立書などのほか、任意後見契約公正証書の写しが必要です。
- ⑥ 申立に必要な費用は・・・

申立手数料（収入印紙）	800円
・送達費用（郵便切手）	3000円程度
・登記印紙	2000円



* 任意後見契約の終了理由は・・・

- ・ 任意後見契約の解除・任意後見人の解任
- ・ 法定後見の開始・本人や任意後見人の死亡

* 任意後見契約の利用の仕方

○任意後見契約を結んだ時の本人の判断の力の程度によって、
任意後見契約を結んでから契約の効力が発生するまで
どのくらいの期間がかかるかについてケースごとに違いがあります。

そこで、任意後見契約の利用の仕方としては、

ア 将来型 イ 即効型 ウ 移行型

の3つに大きく分けることができます。

ア 将来型・・・任意後見契約を結んだ時

：「意思能力はもちろん判断能力もまだまだ十分」

- ・判断能力が十分な間→本人と任意後見受任者の間に委任関係はありません。
- ・判断の力が低下した後→監督者選任を申立て、

任意後見契約による支援・保護を受けます

* 将来型では、本人の判断能力喪失時の把握が重要となります。

イ 移行型・・・任意後見契約を結んだ時

：「意思能力はあるがすでに判断能力に不安あり」

- ・判断能力に少し不安がある間

→任意後見受任者との間で通常の財産管理等の委任契約を結び、

財産管理の支援を受けます。

(財産管理契約は、

任意後見監督人選任時に終了する旨の約定をしておきます。)

- ・判断の力がより低下した後→監督者選任を申立て、

任意後見契約による支援・保護を受けます。

* 2つの契約は一通の公正証書でも可(委任契約は私署証書でも可)

ウ 即効型・・・任意後見契約を結んだ時

：「意思能力はあるがすでに判断の力が十分でない状態」

- ・契約締結後すぐ監督人選任→すぐ任意後見契約による支援・保護を受けます。

1.1 成年後見制度，どのように利用したらいいの？

☆ 知的しょうがいをもった子どものために・・・

- 本人に意思能力がある限り、親の同意を得て
子ども自身が「任意後見契約」を結びます。
→ 任意後見人による支援・保護を受けることができます。
- 本人に意思能力がない場合でも、親が親権に基づいて
子どもに代わり「任意後見契約」を結びます。
→ 任意後見人による支援・保護を受けることができます。
- 本人が成人した後に
本人または親族などが「法定後見申立」を行います。
→ 法定後見人・保佐人・補助人による
支援・保護を受けることができます。

☆ 親自身の将来の財産管理について・・・

親が自分を当事者とする「任意後見契約」を結ぶと共に、
遺言などを組み合わせて、
子どもの保護及び財産管理の方法を
あらかじめ定めておくこともできます。

さいごに・・・

成年後見制度は、人が自分の人生を生きるための
ひとつのサポートの仕組みです。

大切なのは「人とのつながり」。

「ここ」で毎日を生きている

「ぼく」と「わたし」を

見ていてくれる目と繋がる手と手を
みつけていけますように。

